四日市市長職務代理者規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１０月２日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市規則第７０号

四日市市長職務代理者規則の一部を改正する規則

四日市市長職務代理者規則（昭和５９年四日市市規則第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（市長の職務を代理する副市長の順序） 第２条　法第１５２条第１項の規定により、市長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。 第１順位　副市長　荒木秀訓 第２順位　副市長　稲垣圭二	（市長の職務を代理する副市長の順序） 第２条　法第１５２条第１項の規定により、市長に事故あるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する副市長の順序は、次のとおりとする。 第１順位　副市長　渡辺敏明 第２順位　副市長　荒木秀訓

附　則

この規則は、令和８年１０月６日から施行する。

（総務部総務課）